北九州市立大学不正行為取扱規程

（平成１７年４月１日
北九大規程第８５号）

（目的）

第１条　この規程は、公正な成績評価を保持するために、定期試験における不正行為の実行を防止することを目的とする。

（定義）

第２条　この規程において「定期試験」とは、正規に学術振興課又は学務課に届け出て行われる学期末試験、追試験及び集中講義試験をいう。

２　この規程において「不正行為」とは、次に掲げる行為をいう。

(1)　定期試験に関連した内容の紙片を使用し、又は所持すること。

(2)　定期試験に関連した内容を机、筆記用具等に書き込みをすること。

(3)　他の学生の答案の全部又は一部を書き写すこと。

(4)　他の学生の答案を故意にのぞき見すること。

(5)　持込みの許可を受けていない書籍（辞書・六法等を含む。）、電子辞書、ノート等を利用すること。

(6)　携帯電話等の送・受信機又はモールス信号等の通信手段（以下「通信手段等」という。）を用いること。

(7)　配布された答案用紙以外の答案用紙を用いること。

(8)　答案用紙をすり替え、又はすり替えさせること。

(9)　本人に代わって受験し、又は受験させること。

(10)　他人の答案作成を助ける目的で、他の学生に自分の答案を見せ、若しくは口伝えし、又は定期試験に関連した内容について紙片等を渡し、若しくは通信手段等でメール、信号等を送信すること。

（不正行為を行った学生に対する成績評価）

第３条　不正行為を行った学生に対しては、当該学期のすべての受講申告科目の成績評価を不可とする。ただし、国際環境工学部及び国際環境工学研究科に属する学生の成績評価については、不可とすべき受講申告科目のうち、学部長又は研究科長が指定する実験科目及び実習科目を除くことができる。

（試験監督者又は科目担当者の手続）

第４条　試験監督者は、定期試験の実施中に不正行為が行われたと判断したときは、不正行為に係る学生の定期試験を停止し、学生証、答案用紙及び不正行為に使用した所持品を押収して、当該学生を担当課に同行する。

２　不正行為が行われたことが定期試験の実施後に明らかになった場合は、不正行為が行われた科目の担当者（以下「科目担当者」という。）が、不正行為に関する書類を担当課に提出する。

（担当課）

第５条　前条の担当課は、不正行為に係る学生が外国語学部、経済学部、文学部、法学部、地域創

生学群、法学研究科、社会システム研究科及びマネジメント研究科に属する学生にあっては学生支援課、国際環境工学部及び国際環境工学研究科に属する学生にあっては学務課とする。

（担当課の手続）

第６条　担当課は、第４条第１項により同行された学生に顛末書を書かせるとともに、試験監督者に報告書の作成を求める。

２　担当課は、第４条第２項により提出された書類に基づき、不正行為に係る学生に顛末書を書かせるとともに、科目担当者に報告書の作成を求める。

（処分案の作成）

第７条　処分案の作成は、学生部委員会が行う。

２　学生部委員会は、試験監督者又は科目担当者の報告と不正行為に係る学生の陳述とが異なる場合には、試験監督者又は科目担当者及び当該学生を学生部委員会に出席させ、意見を聴かなければならない。

（処分の決定）

第８条　処分の決定は、不正行為に係る学生の属する学部（学群を含む。）の教授会又は研究科委員会の審議を経て、学部長（学群長を含む。）又は研究科長（以下「学部長等」という。）が行う。

（説諭）

第９条　学部長等は、前条により処分を決定された学生に対し、説諭を行う。

（定期試験以外の試験における不正行為の扱い）

第１０条　定期試験以外の試験において不正行為が行われた場合は、この規程の目的に照らして、当該試験に係る科目担当者の判断において対処する。この場合において、第２条第２項中「定期試験」とあるのを「定期試験以外の試験」に読み替えるものとする。

付　則

この規程は、平成１７年４月１日から施行する。

付　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

付　則

この規程は、平成２４年４月１日から施行する。

付　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

付　則

この規程は、平成２７年４月１日から施行する。

付　則

この規程は、令和２年４月１日から施行する。